

事 務 連 絡

平成 2 3 年 4 月 8 日

各都道府県木材担当主務課長 殿

林野庁 木材産業課  
課長補佐(住宅資材班担当)

各県（岩手・宮城・福島）による応急仮設住宅の建設の公募について  
（情報提供）

3月11日に発生した東日本大震災により、全半壊の被害を受けた住宅に対する手当として、応急仮設住宅の建設が現在進められています。4月4日現在では、62,290戸の応急仮設住宅が必要とされており、各県との協定に基づき(社)プレハブ建築協会が建設を進めているところです。

この度、応急仮設住宅の建設ペースを加速させるため、(社)プレハブ建築協会担当分とは別に、各県が独自に応急仮設住宅の施工業者を公募することがプレスリリース（別紙）されていますので情報提供します。

なお、公募により選定された地域の工務店等の施工業者が、応急仮設住宅の建設を進めるにあたり、建設資材の提供等について相談していただける場合は、下記のところをお願いいたします。

記

- (社)全建連 工務店サポートセンター 担当：坂口氏  
TEL：03-5643-5668 FAX：03-5643-5669
  
- 全国建設労働組合総連合 担当：徳本氏  
TEL：03-3200-6221 FAX：03-3209-0538

本件連絡先  
林野庁木材産業課 住宅資材班 赤羽、福長  
TEL：03-6744-2295（直通）  
FAX：03-3591-6319  
MAIL：junichiro\_fukunaga@nm.maff.go.jp

各県（岩手・宮城・福島）による応急仮設住宅の建設の公募について

応急仮設住宅について各県の必要戸数（4月4日現在）	
岩手県 18,000 戸、宮城県 30,000 戸、福島県 14,000 戸	
栃木県 20 戸、千葉県 230 戸、長野県 40 戸	合計 62,290 戸

地域材を使った仮設住宅の取組について、各県で対応開始の見込み。

当初の約3万戸の仮設住宅については、協定締結の(社)プレハブ建築協会を通じて建設する予定であったが、これとは別に、各県が独自に事業者を公募

各県別の状況

**岩手県**

県において、応募事業者の審査と評価を行い、具体的な各団地における事業者を選定。地域材の使用を要件とする方向で検討中とのこと。

県内に営業所のある事業者を対象に、4月中旬から5月上旬に公募、5月中旬頃に選定、6月末までに完成させる見込み。

**宮城県**

一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会に公募業務の実施を要請。

連合会が、住宅の仕様、供給条件（コスト、工期、管理能力）等の公募要件を作成、応募案件の審査と評価を行い、事業者選択に資するリストを県に提出。

県は、建設用地を確定次第、リストから事業者を選定し発注。

事業者公募は4月中旬から5月初旬頃、事業者の選定と発注は5月中旬頃の見込み。

**福島県**

仮設住宅4千戸を目処に事業者公募（4月11日～18日）

事業者要件

- ① 県内に本店を置く建設事業者等
- ② 建設地への資材搬入から建設、入居後2年間のメンテナンスを行う供給体制
- ③ 一定戸数（50戸程度）を一定期間（1ヶ月程度）に建設可能
- ④ すでに建設中の仮設住宅と同等の仕様、性能の仮設住宅を供給

H23. 4. 7

県政記者クラブ各位

県土整備部建築住宅課

被災者向けの住宅対策について

岩手県における被災者向けの住宅対策について、被災者向けの住宅の確保や適切な情報提供のため、今般、以下のとおり対策を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 応急仮設住宅の完成・入居時期について

岩手県においては、被災者向けの応急仮設住宅の建設について、必要戸数を18,000戸としたところですが、この応急仮設住宅すべての完成・入居を災害から半年以内を実施することを目標といたします。

岩手県におけるすべての応急仮設住宅の完成・入居： 災害から半年以内に  
 終わることを目標  
 (～H23. 9. 11)

(備考)

住宅建設資材については、現在一部に不足している状況がみられるものの、今後各工場の操業再開や生産体制の拡大などにより改善され、応急仮設住宅の需要増に対応できる見込みです。

国においても省庁横断の「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」が設置され、資材の確保に支障が生じないように、関係省庁が連携して取り組むこととしています。岩手県においても、国、関係団体及び住宅事業者と協議・調整を行いながら、応急仮設住宅の建設を推進してまいります。

2. 応急仮設住宅の進捗状況について

応急仮設住宅の進捗状況については以下のとおりです。

応急仮設住宅の進捗状況 (H23.4.7時点)

(着工済)	13団地 1,549戸		
	4/8着工分を含めると	25団地	2,500戸
(着工予定)	4/15までに	22団地	約1,200戸
		計47団地	約3,700戸 (詳細は別紙)

用地の確保状況

岩手県内の被災市町村における用地確保状況： 約12,000戸

岩手県においては、応急仮設住宅の用地について、災害後1か月で約12,000戸分の用地を確保してきております(着工に至っていない団地については、用地提供の最終調整や配置設計などを行っているところ)です。今後、計18,000戸分の用地確保に向け、市町村と協議しながら、さらに適地選定を進めてまいります。

なお、今後とも、概ね1週間に1度、着工が確定した団地について公表する予定です。

### 3. 建設事業者の一般公募について

応急仮設住宅の建設については、3月14日に（社）プレハブ建築協会に対して8,800戸の建設要請を行ったところ（このうち、現在までに2,500戸を着工依頼済み）ですが、この度、用地が確保できた団地について、建設事業者を一般公募することといたしました。

地域における工務店等の住宅生産能力を最大限に活用し、応急仮設住宅の建設を加速させていくこととします。

公募の詳細については、別途ご案内いたしますが、この公募により、被災地の雇用や地域資材の活用が進み、地域経済の活性化に資するものとしてまいりたいと考えております。

#### 岩手県の応急仮設住宅の建設事業者公募（概要）

（公募主体） 岩手県

（公募時期） 4月中旬～5月上旬を予定

（事業者の要件） 岩手県内に営業所のある事業者（予定）

（事業者の選定） 5月中旬頃を予定

（選定方法） 建築住宅課において、応募事業者の審査と評価を実施し、具体的各団地における実施事業者を選定

（完成時期） 6月末までを予定

本資料についての問い合わせ先

県土整備部建築住宅課

担当： 大水（資料全般） 内線5930

西尾（応急仮設住宅の建設）内線5955

辻村（建設事業者の公募） 内線5933

## 応急仮設住宅の供給促進に向けた事業者の公募について

(H23.4.7 住宅課)

## 1 趣 旨

応急仮設住宅については、地震発生直後に（社）プレハブ協会に対して1万戸の建設を要請したが、その後、被害の規模等の状況に鑑み更に2万戸を加えた3万戸程度が必要になると見込まれる状況である。

このため、県内事業者を含めた国内外の住宅生産能力を最大限に活用することとし、国等の支援を頂きながら仮設住宅の建設事業者を広く公募する。

応募事業者の供給する住宅の仕様や供給能力を審査評価し、候補事業者リストを作成することにより、迅速な発注と建設に資することとする。

(国内外から申し出が相次いでいる様々な情報の受け入れと整理を一元化する。)

## 2 事業スキーム

(1) 4月6日付けで全国組織である（一般社団）すまいまちづくりセンター連合会に公募業務の実施を要請した。(国交省の支援)

(2) 応募事業者の住宅の仕様、供給条件（コスト、工期、管理能力）等の公募要件を作成する。

(3) すまいまちづくりセンターが公募し、応募案件の審査と評価を行い、県の事業者選択に資する事業者リストの提供を受ける。

(4) 県は、仮設住宅の敷地を確定次第、事業者リストから事業者を選定して発注を行う。

※ 県内事業者の応募受け付けは、住宅課で行う。

## 3 公募スケジュール

(1) 公募時期（期間） 4月中旬から5月初旬頃

(2) 事業者の選定と発注 5月中旬頃

プレスリリース

平成23年4月5日  
土木部 営繕課

応急仮設住宅の供給促進に向けた県内事業者の  
公募について

県では、避難している住民の住宅対策として、県内において「応急仮設住宅の供給（1万4千戸）」、「民間借上げ（5千戸）」、「公営住宅空家の提供（千戸）」の3つの対策により、7月末までに約2万戸の住宅供給を目指しています。

この内、応急仮設住宅については、早期の供給促進と県産材、県内企業の活用を図るため、県内に本店を置く建設事業者等を対象に、下記により4千戸を目途に公募することとしました。

なお、応急仮設住宅の仕様、規格及びアフターサービス体制等の公募要件については、4月11日（月）に福島県ホームページで公表します。

記

公募期間：

平成23年4月11日（月）から4月18日（月）まで

【問い合わせ先】

土木部営繕課

（担当者）但野

電話 024-521-7524

FAX 024-521-7717